

JAバンク大阪農業担い手経営支援事業

応募者資格

以下の要件すべてを満たしている個人・法人等

- ① JAの組合員であること
- ② 認定農業者・認定新規就農者・大阪版認定農業者
いずれかの資格を保有していること
- ③ その他、各個別の助成内容の要件を満たすこと

- 助成総額には上限があるため、多数の申請があった場合には助成条件を満たしても助成額が減額となる場合があります。予めご了承頂き申請いただきますようお願い致します。
- 本事業の助成を受けるには、上記以外にも一定の条件があります。詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

申請のお手続きやご不明な点等につきましては
お近くのJA店舗までご相談ください



JAバンク大阪(JA/信連)

JAバンク大阪は、 府内農業の担い手となる 皆様の経営を応援します!

JAバンク大阪農業担い手経営支援事業



農産物販路
拡大費用助成
年間最大
5万円

支援・助成金

法人化
費用助成
年間最大
10万円

営農費用助成
各費用
年間最大
20万円

事業継承
費用助成
年間最大
10万円

商品の販路を広げたい方
法人化を行いたい方
事業継承をお考えの方には

経営改善費用助成



GAP認証・有機JAS認証を保有している方
稲作に関する農作業受託をしている方
新しく農業を始めた方には

営農費用助成



ご提出いただく書類

経営改善費用助成

■ 農産物販路拡大費用

- ✓ 商談会・販売会の概要が確認できる書類
- ✓ 作成したPR資料(写真可)【PR資料作成時のみ】
- ✓ ホームページへのリンクが記載されている資材【HP作成時のみ】
- ✓ 作成した動画の内容が確認できる情報【動画作成時のみ】
(ホームページやSNS等のURLを記載したもの)

■ 法人化費用

- ✓ 法人の登記事項証明書

■ 事業継承費用

- ✓ 生前贈与の場合、所有権移転の確認できる農地等の登記事項証明書

経営改善費用助成

申請
スケジュール 年2回



営農費用助成

■ 認証保有者営農費用

- ✓ 認証機関の発行する、GAP認証または有機JAS認証が継続していることを証する書類
(有効期限が令和6年12月31日以降も継続しているもの)

■ 受託作業者営農費用

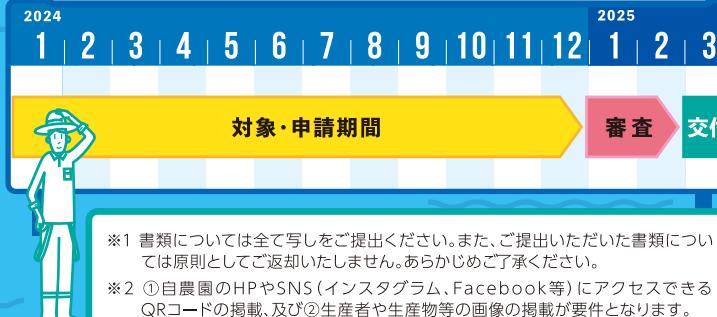
- ✓ 稲作に関する「耕うん・代かき」「田植え」「刈取り」のいずれかの農作業を1ha以上受託していることを証する書類
- ✓ 受託作業確認書(個人間で上記の農作業を受託している場合)

■ 新規就農者営農費用

- ✓ 青年等就農計画認定書

営農費用助成

申請
スケジュール 通年



*1 書類については全て写しをご提出ください。また、ご提出いただいた書類については原則として返却いたしません。あらかじめご了承ください。

*2 ①自家園のHPやSNS(Instagram、Facebook等)にアクセスできるQRコードの掲載、及び②生産者や生産物等の画像の掲載が要件となります。

*3 支出額から各補助金等を控除した実質負担が助成上限となります。

*4 支出額から各補助金等を控除した実質負担が助成上限となります。ただし、事業継承費用に係る申請回数は、年度をまたぎ、1経営体あたり1回限りとなります。

*5 本助成事業においては以下の三種類のGAPが対象となります。
GLOBALG.A.P./ASAGAP/JGAP

*6 利用回数は年1回、対象費用ごとに20万円まで助成を受けることができます。ただし新規就農者営農費用に係る申請回数は、年度をまたぎ、通算3回までとなります。

共通でご提出いただく書類

- ✓ 助成申請書
- ✓ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ✓ 農業経営改善計画認定書、青年等就農計画認定書または農業経営計画認定書
- ✓ 助成対象費用の支出し、金額が確認できる書類(領収書等)

支援・助成内容

■ 農産物販路拡大費用

- 商談会・販売会出展費用/
商談会・販売会出展用PR資料作成費用
(対象はチラシ・パンフレット・リーフレット・ポスター・のぼり・看板・バナースタンド・販促シール・横断幕・広告名刺※2に限ります)
- ホームページ作成費用
(上記PR資料へのURL記載が要件となります)
- 動画作成費用(動画作成業者への委託費に限ります)



農産物販路
拡大費用
年間最大 5万円

■ 法人化費用

- 定款認証手数料及び定款印紙代
- 法人登記に伴う登録免許税
(個人農業経営体が法人化した場合に限ります)



法人化費用
年間最大 10万円

■ 事業継承費用

- 公証役場に支払う公正証書遺言作成費用
- 農地等の生前贈与に係る法務局に対して支払う登録免許税(農業用の土地、建物にかかるもののみ)及び登記に係る司法書士手数料

事業継承
費用助成
年間最大 10万円

以下の条件を満たす方が対象となります。

- 親族への事業継承であること(生前贈与等、ただし売買は除く)
- JAまたは信連の財産診断を受けること
- 公正証書遺言の作成に係る費用助成については、信連の遺言信託により、公正証書遺言を作成したものであること
- (注)大阪版認定農業者は対象外となります。

■ 営農費用

- JA購買事業及び利用事業を通じて支払う農業経営に関する費用
(機械・設備・ガソリン・軽油代は除きます)

以下の条件を満たす方が対象となります。

- 認証保有者営農費用

GAP認証もしくは有機JAS認証を保有している方

- 受託作業者営農費用

稻作に関する「耕うん・代かき」「田植え」「刈取り」のいずれかの農作業を1ha以上受託している方

- 新規就農者営農費用

・認定新規就農者かつ独立就農者
・満年齢が18歳以上50歳未満であること



営農費用
各費用
年間最大 20万円

その他、応募資格の詳細は
裏面をご覧ください。

